**新築建物を公共下水道に接続する場合の注意事項**

　館山市内の[下水道供用開始区域内](http://www.city.tateyama.chiba.jp/gesui/page000232.html)で新築建物を建設する場合は、公共下水道に接続していただく必要があります。

この接続のために、宅地内に設置される「ます」「排水管」などを排水設備と言います。

　法令および条例によって、排水設備工事の手順が決まっています。以下の手順と注意事項をご確認いただき、適正な工事をしてください。

**ご不明な点があれば、必ず事前にご相談いただくようお願いします。**

**排水設備工事の手順**

**①指定工事店に依頼**

　公共下水道への接続工事は、館山市の指定した工事店以外やってはいけません。

[「指定工事店一覧」](http://www.city.tateyama.chiba.jp/gesui/page000236.html)を確認し、指定工事店に工事を依頼します。

指定工事店は、依頼者（建築主や住宅工事店）と話し合い、設計見積り等を行います。

**②排水設備計画確認申請書の提出**

　建築主は館山市下水道課へ、[「排水設備計画確認申請書」](http://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page020276.html)に配管図等必要書類を添付し、工事着工の7日前までに提出しなければなりません。

　この申請手続きは、建築主に代わって指定工事店が行うことができます。

**③市による工事内容の確認→工事着工開始**

下水道課は、申請書等の内容が基準に適合しているか審査します。

　審査に合格しなければ、排水設備工事はできません。

**④工事の完了→工事完了届の提出**

　建築主は工事完了から3日以内に、[「排水設備等工事完了届」](http://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page020276.html)に検査希望日等を記載し、竣工図面等を添付し下水道課へ提出しなければなりません。その後、下水道課立会いのもと完了検査を行います。

**⑤市による完了検査の実施**

　現場にて、建築主及び指定工事店立会いの下、下水道課職員が完了検査を実施します。検査合格後、検査済証を交付します。建築主は検査済証を門戸などに貼り付けてください。

**⑥開始届の提出**

　建築主（または建物の使用者）は[「公共下水道使用開始届」](http://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page020277.html)に住所・氏名・電話番号等を記載し、すみやかに下水道課まで提出しなければなりません。

お問合せ

館山市役所　建設環境部　下水道課

住所：〒294-0054　千葉県館山市湊465-1

電話：0470-22-3661 　FAX ：0470-29-7601

館山市公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：

http://www.city.tateyama.chiba.jp/index.html

お問合せ

下水道課

住所：〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3661

FAX ：0470-23-3116

館山市公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：

http://www.city.tateyama.chiba.jp/index.html

お問合せ

下水道課

住所：〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3661

FAX ：0470-23-3116

館山市公式ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：

http://www.city.tateyama.chiba.jp/index.html